

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【報告者の名称】	三光産業株式会社
【報告者の所在地】	東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号
【電話番号】	東京03(3403)8134(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統括本部総務部長 元吉 俊介
【縦覧に供する場所】	三光産業株式会社本社 (東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、三光産業株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社パロンをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年2月4日付で提出いたしました意見表明報告書(当社が2026年3月13日付、2026年3月16日付及び2026年3月25日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

- (1) 意見の内容
- (2) 意見の根拠及び理由
 - ③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
- (6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
 - ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
 - ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

(訂正前)

<前略>

その後、当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

当社は、2026年3月25日付の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持する旨の決議をいたしました。

なお、上記いずれの取締役会決議も、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

<前略>

その後、当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

当社は、2026年3月25日付の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持する旨の決議をいたしました。

当社は、2026年3月27日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記いずれの取締役会決議も、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

当社は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2026年3月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年3月16日付「提案書」と題する書面(以下「3月16日付提案書」といいます。)にて、本公開買付けにおいて、本不応募契約を締結することに伴う本買付条件変更の提案を受け、本買付条件変更について慎重に検討を行いました。当社は、本特別委員会から、2026年3月24日付「追加答申書(2)」(以下「本追加答申書(2)」)といいます。)の提出を受け、以下の点等を踏まえると、2026年3月25日付の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決定いたしました。

(ア)本買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年2月2日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付条件変更後も本取引の目的の合理性は認められること

(イ)2026年2月2日以降、当社の事業運営に関して、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生しておらず、本事業計画を変更すべき事情は生じていないとのことであり、J-TAPが当社に提出した本株式価値算定書の内容は引き続き有効であると考えられ、本取引の公開買付価格を726円とすることは引き続き合理性が認められること及び本取引のスキームも妥当であると認められることに照らしても本公開買付けの条件は不合理なものであるとはいえないことから、本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は引き続き認められること

(ウ)本買付条件変更後においても、①本買付条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、②本取引に特別の利害関係を有する取締役を、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加させない予定であること、③間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められること、④本取引においてはいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限が設定されていないが、上記①乃至③並びに下記⑤及び⑥等その他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても不合理なものではないと考えられること、⑤本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であること、⑥本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に関連する各議案が承認可決され、当社株式の非公開化は実現されると見込まれることから、本買付条件変更後も本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められること

なお、当社は、本応募契約(エス・ワイ・エス)の変更の合意及び本応募契約(その他株主)の締結に伴って、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2026年3月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年3月16日付「提案書」と題する書面(以下「3月16日付提案書」といいます。)にて、本公開買付けにおいて、本不応募契約を締結することに伴う本買付条件変更の提案を受け、本買付条件変更について慎重に検討を行いました。当社は、本特別委員会から、2026年3月24日付「追加答申書(2)」(以下「本追加答申書(2)」)といいます。)の提出を受け、以下の点等を踏まえると、2026年3月25日付の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決定いたしました。

(ア)本買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年2月2日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付条件変更後も本取引の目的の合理性は認められること

(イ)2026年2月2日以降、当社の事業運営に関して、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生しておらず、本事業計画を変更すべき事情は生じていないとのことであり、J-TAPが当社に提出した本株式価値算定書の内容は引き続き有効であると考えられ、本取引の公開買付価格を726円とすることは引き続き合理性が認められること及び本取引のスキームも妥当であると認められることに照らしても本公開買付けの条件は不合理なものではないことから、本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は引き続き認められること

(ウ)本買付条件変更後においても、①本買付条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、②本取引に特別の利害関係を有する取締役を、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加させない予定であること、③間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められること、④本取引においてはいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限が設定されていないが、上記①乃至③並びに下記⑤及び⑥等その他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても不合理なものではないと考えられること、⑤本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であること、⑥本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に関連する各議案が承認可決され、当社株式の非公開化は実現されると見込まれることから、本買付条件変更後も本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められること

また、当社は、公開買付者から、2026年3月24日付で、本応募契約(エス・ワイ・エス)についてフィデュシャリー・アウト条項を削除し、本対抗提案に係る公開買付けを含む本公開買付け以外の当社株式に対する公開買付けに応募しないことを合意(以下「本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意」といいます。)したこと、本応募合意株主(その他株主)との間で、本応募契約(その他株主)を締結した旨の連絡(以下「2026年3月24日付連絡」といいます。)を受領いたしました。当社は、2026年3月25日付で、本特別委員会とともに、本対抗提案者に対して、本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)の締結を踏まえた本対抗提案の実現可能性の認識並びに当該認識を踏まえた対応方針に関する質問状(以下「2026年3月25日付質問状」という。)を提出し、2026年3月26日付で本対抗提案者から法的拘束力のない本対抗提案を当社株式の非公開化に関する法的拘束力を有する提案(以下「本改定対抗提案」という。)へと修正すること及び本改定対抗提案は、真摯かつ実現可能な、当社の企業価値向上を目的とした提案である旨の回答書(以下「2026年3月26日付回答書」という。)を受領いたしました。

当社は、上記を踏まえて、本改定対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本改定対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について、慎重に検討を行いました。当社は、本特別委員会から、2026年3月27日付「追加答申書(3)」(以下「本追加答申書(3)」)といひます。)の提出を受け、以下の点等を踏まえると、2026年3月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

(ア)本改定対抗提案の目的は、当社株式の100%取得による当社株式の非上場化であつて、当社株式の100%取得による当社株式の非上場化にあつては、本改定対抗提案に係る公開買付けが成立した上で、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うことにより、当社の株主を本改定対抗提案に係る公開買付けの公開買付者のみとするための手続を実施する必要があるところ、当該手続の実施にあつては少なくとも3分の2以上の議決権を取得する必要があるところ、本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)に基づき、当社の3分の1の議決権を超える議決権を所有する株主(所有割合の合計は53.32%)が本改定対抗提案に係る公開買付けを含む本公開買付け以外の当社株式に対する公開買付けに応募しないことから、本改定対抗提案に係る公開買付けを通じて本対抗提案者が3分の2以上の議決権を取得することはできないため、本改定対抗提案は、実現可能性のない提案と評価せざるを得ず、したがつて、本改定対抗提案は、実現可能性という観点から、真摯な買収提案には該当しないこと。なお、2026年3月26日付回答書によれば、本対抗提案者としては、本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)の締結を踏まえても、本改定対抗提案について真摯かつ実現可能な、当社の企業価値向上を目的とした提案であると考えているとのことであるが、上記のとおり、本改定対抗提案は、実現可能性のない提案と評価せざるを得ず、本対抗提案者の本改定対抗提案が真摯かつ実現可能な提案であるという主張を採用することはできない。

(イ)本改定対抗提案が真摯な買収提案に該当せず、当社取締役会において検討すべき真摯な買収提案は本取引のみであるところ、2026年2月2日以降の事情を勘案しても、本取引について、(i)本取引の目的は合理的と認められる(本取引が当社の企業価値向上に資する。)、(ii)本取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。)、(iii)本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められる、(iv)本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、(v)当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当であること

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(訂正前)

<前略>

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年2月2日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項についての答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出しております。本答申書の詳細については、当社が2026年2月3日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に添付の本答申書をご参照ください。

その後、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本対抗提案者より本対抗提案を受領したことを受け、J-TAP及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、本特別委員会との間で事前に方針を相談・検討するとともに、本特別委員会の意見、指示、要請等を受け、本対抗提案者との間で、書面による質問及び回答のやり取りを行って、慎重に検討を進めました。その上で、当社は、2026年3月12日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。

本特別委員会は、2026年3月4日以降、本対抗提案者から、2026年3月4日付意向表明書を受領したことを受け、2026年3月12日まで合計3回に亘って、特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年3月12日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書を提出しております。本追加答申書の詳細については、当社が2026年3月13日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に添付の本追加答申書をご参照ください。

その後、本特別委員会は、2026年3月16日以降、公開買付者より3月16日付提案書を受領したことを受け、2026年3月24日まで合計2回に亘って、特別委員会を開催し、本買付条件変更について慎重に検討を行いました。本特別委員会は、以上のような経緯の下、本買付条件変更について慎重に協議及び検討した結果、2026年3月24日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書(2)を提出しております。本追加答申書(2)の詳細については、当社が2026年3月25日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に添付の本追加答申書(2)をご参照ください。

なお、本特別委員会は、本応募契約(エス・ワイ・エス)の変更の合意及び本応募契約(その他株主)の締結に伴って、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

(訂正後)

<前略>

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年2月2日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項についての答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出しております。本答申書の詳細については、当社が2026年2月3日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に添付の本答申書をご参照ください。

その後、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本対抗提案者より本対抗提案を受領したことを受け、J-TAP及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、本特別委員会との間で事前に方針を相談・検討するとともに、本特別委員会の意見、指示、要請等を受け、本対抗提案者との間で、書面による質問及び回答のやり取りを行って、慎重に検討を進めました。その上で、当社は、2026年3月12日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを囑託いたしました。

本特別委員会は、2026年3月4日以降、本対抗提案者から、2026年3月4日付意向表明書を受領したことを受け、2026年3月12日まで合計3回に亘って、特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年3月12日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書を提出しております。本追加答申書の詳細については、当社が2026年3月13日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に添付の本追加答申書をご参照ください。

その後、本特別委員会は、2026年3月16日以降、公開買付者より3月16日付提案書を受領したことを受け、2026年3月24日まで合計2回に亘って、特別委員会を開催し、本買付条件変更について慎重に検討を行いました。本特別委員会は、以上のような経緯の下、本買付条件変更について慎重に協議及び検討した結果、2026年3月24日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書(2)を提出しております。本追加答申書(2)の詳細については、当社が2026年3月25日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に添付の本追加答申書(2)をご参照ください。

本特別委員会は、2026年3月4日以降、本対抗提案者から、2026年3月4日付意向表明書を受領したことを受け、2026年3月26日まで合計6回に亘って、特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行いました。具体的には、本対抗提案者との間で、書面による質問及び回答のやり取りを行うとともに、2026年3月24日付連絡を受け、当社を通じて、エス・ワイ・エス並びに公開買付者の代表取締役である石井氏及び公開買付者において本取引の検討に関与している株主を除く46名の本応募合意株主(その他株主)に対して、本対抗提案に係る提案がなされている状況を踏まえた、①本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)に基づく本公開買付けへの応募の意思の有無、②本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)の解除意向の有無を確認し、いずれの株主においても、本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)に従い本公開買付けへ応募する予定であり、本応募契約(エス・ワイ・エス)変更合意及び本応募契約(その他株主)を解除する意向はないことを確認いたしました。また、本特別委員会は、当社とともに、2026年3月25日付質問状を提出し、2026年3月26日付回答書を受領いたしました。

本特別委員会は、上記を踏まえて、本改定対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本改定対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について、慎重に検討を行いました。

2026年3月4日以降、本特別委員会は、以上のような経緯の下、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年3月27日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書(3)を提出しております。本追加答申書(3)の詳細については、当社が2026年3月27日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に添付の本追加答申書(3)をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認
(訂正前)

<前略>

その後、当社は、2026年3月4日付で、本対抗提案者から、2026年3月4日付意向表明書を受領いたしました。2026年3月4日付意向表明書においては、本対抗提案及びスクイズアウトを通じて当社株式を非公開化する旨の提案が記載されておりました。これを受けて、当社は、現在実施されている本公開買付けに関して、本対抗提案を受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行いました。そして、当社取締役会は、本特別委員会から取得した本追加答申書において、本特別委員会から、本公開買付けについて、(i)本答申書において、本特別委員会は、(a)本取引の目的は合理的であると認められる(本取引が当社の企業価値向上に資する。)こと、(b)本取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。)こと、(c)本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められること、(d)本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、(e)当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を表明したところ、本対抗提案は法的拘束力のない提案であるが、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について本対抗提案を検討している状況であることを踏まえると、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、上記(e)のうち、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(ii)本公開買付けの公開買付価格(1株当たり726円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗提案に係る公開買付価格(1株当たり900円)が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、上記(e)のうち、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるとの意見に変更すべきである旨の答申を得たことを踏まえ、当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年3月25日付当社取締役会において、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、石井氏については、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、石井氏は上記の各当社取締役会における本公開買付けの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引、本対抗提案及び本買付条件変更に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(訂正後)

<前略>

その後、当社は、2026年3月4日付で、本対抗提案者から、2026年3月4日付意向表明書を受領いたしました。2026年3月4日付意向表明書においては、本対抗提案及びスクイズアウトを通じて当社株式を非公開化する旨の提案が記載されておりました。これを受けて、当社は、現在実施されている本公開買付けに関して、本対抗提案を受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行いました。そして、当社取締役会は、本特別委員会から取得した本追加答申書において、本特別委員会から、本公開買付けについて、(i)本答申書において、本特別委員会は、(a)本取引の目的は合理的であると認められる(本取引が当社の企業価値向上に資する。)こと、(b)本取引の取引条件に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。)こと、(c)本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められること、(d)本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、(e)当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を表明したところ、本対抗提案は法的拘束力のない提案であるが、本対抗提案が具体性・目的の正当性・実現可能性のある真摯な買収提案であるか、本対抗提案が当社の企業価値の向上に資するものであるか、当社の一般株主にとって公正なものであるかといった点について本対抗提案を検討している状況であることを踏まえると、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、上記(e)のうち、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、(ii)本公開買付けの公開買付価格(1株当たり726円)を含めた取引条件が公正かつ妥当であるとの本特別委員会の判断に変更はないものの、本対抗提案に係る公開買付価格(1株当たり900円)が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、上記(e)のうち、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見は撤回し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるとの意見に変更すべきである旨の答申を得たことを踏まえ、当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年3月25日付当社取締役会において、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

そして、当社取締役会は、本特別委員会から取得した本追加答申書(3)において、(a)本改定対抗提案は、実現可能性という観点から、真摯な買収提案には該当しないこと、(b)本改定対抗提案が真摯な買収提案に該当せず、当社取締役会において検討すべき真摯な買収提案は本取引のみであるところ、2026年2月2日以降、本追加答申書(3)作成日までの事情を勘案しても、本取引について、(i)本取引の目的は合理的と認められる(本取引が当社の企業価値向上に資する。)、(ii)本取引に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。)、(iii)本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められる、(iv)本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられることから、本答申書、本追加答申書及び本追加答申書(2)の当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは相当である旨及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねるべきである旨の答申を変更して、(v)当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である旨の答申を得たことを踏まえ、当社は、2026年3月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、石井氏については、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、石井氏は上記の各当社取締役会における本公開買付けの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引、本対抗提案、本買付条件変更及び本改定対抗提案に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

以上